様式第１号（第３条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="5">住民基本台帳</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="5">亀山市</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称/保護管理者</td><td colspan="5">市民文化部　市民課（戸籍住民グループ）/　市民課長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="5">住民の居住関係の公証、住民票の写し等の交付、その他の住民に関する事務の処理の基礎とし、国及び地方公共団体の行政の合理化に資する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">記録項目</td><td>基本的事項</td><td>家庭、社会生活</td><td>経済活動</td><td>心身関係</td><td>知識、能力</td></tr>
<tr><td>☑個人番号
☑氏名
☑住所
☑生年月日
☑性別
□年齢
☑国籍
☑本籍
☑続柄、親族関係
□戸籍の身分事項
☑その他
（住民基本台帳法に基づく記載事項）</td><td>□電話番号
□家庭状況
□職業、職歴
□地位
□資格、免許
□団体加入
□賞罰、犯罪歴
□その他
（　　）</td><td>□収入
□財産状況
□課税、納税額
□取引状況
□公的扶助
□その他
（　　）</td><td>□健康状態
□病歴
□妊娠、出産
□障がい
□容姿、特徴
□その他
（　　）</td><td>□学業成績
□勤務成績
□試験成績
□その他
（　　）
その他</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="5">亀山市に住所を有する（有したことのある）住民</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="5">本人、世帯主、同一の世帯に属する者もしくは本人の委任を受けて法に規定される届出を行おうとする者からの届出、他市町村、出入国在留管理庁からの通知、戸籍に関する届出及び通知等</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="5">□含む　　☑含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="5">地方公共団体システム機構、住民基本台帳ネットワークシステム、三重県、他市町村</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="5">（名　称）亀山市総務財政部財務課</td></tr>
<tr><td colspan="5">（所在地）亀山市本丸町５７７番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="5">なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td colspan="3">☑電算処理ファイル
（法第 60 条第２項第１号）
□政令第 21 条第７項に該当するファイル(※)</td><td colspan="2" rowspan="2">☑紙媒体のファイル
（法第 60 条第２項第２号）</td></tr>
</table>

備　　考	